

自動車保有関係手続のワンストップサービスに関する法案骨子案

第1 趣旨

現行の自動車保有関係手続（検査・登録、自動車保管場所証明の取得、自動車諸税の納税等）においては、申請者は、関係する行政機関の窓口へ順番に出向いて、順次、手続を履行しているが、これは申請者にとって大きな負担となっており、手続が煩雑であるとの批判にもつながっている。

そこで、これらの多数の手続をオンラインで、しかも一括で行うことができるようにしようとするのが、「自動車保有関係手続のワンストップサービス」である。

現在、このサービスの導入に必要となるシステム整備を行っているところであり、これにより、様々な自動車保有関係手続を同時にまとめて電子情報処理組織を使用して行うことが可能となるものである。（図参照）

このため、政府の「e-Japan重点計画2002」で計画されているように、概ね2005年を目標にワンストップサービスシステムの稼働開始を目指すこととし、2003年度を目途として、特定地域を選定して、システムの実用化に係る試験運用を行うことを予定している。

そこで、以下のとおり、別添の図に示しているシステムの整備、当該システムの稼働開始に向けて必要となると考えられる道路運送車両法等の自動車保有関係手続に関する法律の改正等の法令の整備を行うことを検討している。

第2 概要

1. 電子情報処理組織を使用する方法による申請等の導入に伴う申請手続の見直し

(1) 出頭して申請書を提出する方法による申請等と電子情報処理組織を使用する方法による申請等との関係

現行の自動車保有関係手続においては、申請者は、関係する行政機関の窓口に出頭して、順次、手続を履行している。つまり、最初に自動車を所有等しようとする場合には、自動車の検査・登録手続を行う際の前提手続として、警察署長から交付を受けた自動車保管場所の確保を証する書面の提出（自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項）、保険会社から交付を受けた自動車損害賠償責任保険証明書の提示（自動車損害賠償保障法第7条第1項及び第9条第1項）

自動車税の申告納付（地方税法第151条第3項から第6項まで及び第152条第1項）、自動車取得税の申告納付（地方税法第699条の11）、自動車重量税の納付（自動車重量税法第8条）等を行う必要があり、そのためにそれぞれの行政機関等へ出向いて手続を行わなければならないが、これが申請者にとって大きな負担となっており、手続が煩雑であるとの批判にもつながっているところである。

電子情報処理組織を使用して複数の申請等を同時に行える仕組みを整備する。

現行法令に基づく前述の問題点を改善するために、複数の法令等に基づく自動車保有関係手続については、今後、電子情報処理組織を使用して同時にまとめて申請等が行えることとする。

これまでの申請書を提出する方法による申請等も上記制度と併存して認めることとし、どちらの方法で手続を行うかについては申請者の選択によることとする。

自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムを導入する趣旨は、国民にとって利便性を高めるためであり、申請方法をオンライン申請に一本化し、申請書を提出する方法による申請（窓口申請）を認めない制度とすることは、現時点では考えられないため、両者が併存することを前提とした制度とする。

（参考）申請手続における本人確認方法

電子情報処理組織を使用する方法による申請においては、印鑑及び印鑑証明書に代えて、電子署名及び電子証明書を利用することを前提とする。

（２）検査・登録の審査に必要となる手数料の徴収方法

一定期間内に検査・登録に係る手数料が納付されない場合には当該申請等を却下することとする。

電子情報処理組織を使用する方法による申請等を行う場合には印紙による納付のみならず、現金納付（インターネットバンキングやＡＴＭを用いて金融機関を通じて払い込みができる仕組み）も認められることになっており、検査・登録に係る手数料については、審査が開始される前に納付することとする。この場合において、検査・登録に係る手数料の納付がいつまでもなされないと、検査・登録の審査が行えないことになるため、当該手数料の支払については、効率的に現金納付ができることとするが、一定期間内に納付されない場合には当該申請等を却下することとする。

２．民間機関等が交付する証明書等の提出・提示、交付方法の簡素化

（１）出頭して申請書を提出する方法による申請等と電子情報処理組織を使用する方法による申請等における証明書等の提出・提示方法の見直し

各種証明書等の提出等については、申請者の手続負担の軽減を図るため、申請者本人が証明書等の提出等をするのではなく、行政が証明書等の情報を電子的に確認する方法を導入する。

自動車の検査・登録手続において必要となる民間機関等が交付する書類として、譲渡証明書（自動車を譲渡する者が交付・車両法第３３条第１項又は第３項）、完成検査終了証（自動車製作者等が発行・車両法第７５条第４項）、保安基準適合証（指定自動車整備事業者が発行・車両法第９４条の５第１項）、自動車損害賠償責任保険証明書（保険会社等が発行・自動車損害賠償保障法第７条第１項）等があり、現行手続では、証明書等を登録申請書に添えて提出等することとされている。

これらの証明書等の提出等については、申請者本人の手続の簡素化を図ること等が求められていることから、申請者の委託を受けた民間機関等が証明書等に記載すべき事項を電子的に一定の機関（後述する情報処理機関（仮称）以下同じ。）に提供し、申請者が申請書にその旨を記載した場合には、申請者は証明書等を提出等しなくてもよいこととし、国土交通大臣が一定の機関に必要な確認して行政処分が行える仕組みを整備することとする。

民間機関等が一定の機関に証明書等情報を提供した場合には、当該民間機関等は書面による証明書等の交付等を行わなくてもよいこととする。

譲渡証明書、完成検査終了証、保安基準適合証について、民間機関等が申請者の委託を受けて当該証明書に記載すべき事項を電子的に一定の機関に提供した場合には、民間機関等は、申請者に対し、書面による譲渡証明書、完成検査終了証、保安基準適合証の交付等を行わなくてもよいこととする。

（２）情報処理機関（仮称）を活用した民間機関等の負担の軽減

民間機関等の証明書等情報を集約的に処理・管理できる情報処理機関を国土交通大臣が登録し、効率的かつ確実に連携できる仕組みを整備する。

前述の民間機関等が交付する証明書等に係る情報については、民間機関等が自ら当該証明書等情報を国土交通大臣に提供することも考えられるが、

- 1）全ての民間機関等のシステムについて一定の技術基準が満たされていなければならない、各民間機関等が新たなシステム構築の準備等を行う必要があり、現実的に対応が困難であること、
- 2）民間機関等が第三者からの攻撃を受けたときに、確実なデータ保障が困難になること

等から、民間機関等の情報を集約的に処理・管理できる仕組みが必要であると考えられる。

このため、民間機関等の情報処理・管理が集約的に行われる機関（情報処理機関）と国土交通大臣が管理するシステムとを連携することにより、申請者本人の負担軽減、効率的かつ確実な民間機関等の情報処理・管理を行うことができる仕組みを整備することとする。

情報処理機関には、それぞれの民間機関等の認証、証明書等の内容の正確性の確認のほか、民間機関等からの報告を確実に受け、当該報告内容を国土交通大臣が管理するシステムからの照会に応じてオンラインにより何時でも報告ができる体制と能力が備わっていることが求められ、当該要件を満たした者からの申請により国土交通大臣が登録することとする。

3．電子化に対応できない証明書等の提出等の合理化

（１）電子情報処理組織を使用する方法による申請等における申請者利便の確保

電子化に対応できない証明書等の提出、受領等については、申請者本人に代わって、確実に提出、受領等ができる者（証明書等管理業者（仮称）以下同じ。）に委託することができることとする。

現行手続では、申請者は、運輸支局等の窓口に出頭して自動車検査証及び検査標章の交付（道路運送車両法第60条第1項、第66条第1項）等を受けなければならない。

これらの証明書等は、自動車保有関係手続のワンストップサービスの場合、電子化して送付することは不可能であり、また、証明書等の提出や受取りのために申請者が運輸支局等の窓口に出頭しなければならないとすると、オンライン申請の利便性が著しく低下することとなるため、これらの証明書等を申請者本人に代わって、確実に提出、受領等ができる仕組み（証明書等管理業者の設置）を整備することとする。

（２）証明書等管理業者を通じた証明書等の提出、受理等

電子情報処理組織を使用する方法による申請等において、申請等の段階で、申請者は、証明書等管理業者を確認し、当該証明書等管理業者に証明書等の提出、受理等の委託ができることとする。

現行手続における申請書及び証明書等の提出についても、代理人に委託することは可能とされており、ワンストップサービスにおける証明書等の提出や受取りについても、同様に代理人への委託が可能とすべきと考えられる。

この場合において、ワンストップサービスについては、オンラインによる手続で自動車保有関係手続を完結させるという目的にかんがみ、証明書等の提出や受取りの代理人への委託をオンラインで行い得る制度を構築することとするものである。

そのため、申請者は、申請時において、行政がこれらの業務について適正に行える者であることを事前に確認している証明書等管理業者に関する一覧表を申請画面から確認できることとし、当該者に証明書等の提出、受領等の委託をすることができることとする。

証明書等管理業者は、確実に申請者に代わって証明書等の提出、受領、管理等を行わなければならないこととする。

証明書等管理業者の業務は、単なる郵送等だけの事実行為だけでなく、正しい申請者かどうかの確認や受渡し・管理業務の確実性が求められる。

そこで、証明書等管理業者の業務は誰でも行い得ることとしつつ、自動車保有関係手続に一定の知識を有し、運輸支局等の行政機関と密接に連携・調整できる等適正に業務を遂行できる者である旨国土交通大臣が認め、登録した業者に限ることとする。

その上で、行政側としては、登録を受けた証明書等管理業者が適正に業務を遂行できないと認められる場合等には、適切な指導、監督、処分ができる仕組みを整備することとする。

また、証明書等管理業者は、証明書等の受領を本人に代わって確実に行わなければならないため、当該証明書等が送達の途中で滅失した場合の責任は証明書等管理業者が負うこととする。